

1 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年条例第四号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第四号</p> <p>改正 平成二七年三月条例第一一号</p> <p>第一条～第二十二条【略】</p> <p>(生活相談員の業務)</p> <p>第二十三条 養護老人ホームの設置者は、生活相談員に、処遇計画を作成させ、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を担当させるものとする。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法<u>第八条第二十四項</u>に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法<u>第八条第二十四項</u>に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るとともに、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>二・三【略】</p> <p>2・3【略】</p> <p>第二十四条～第三十一条【略】</p> <p>附則【略】</p>	<p>○青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第四号</p> <p>改正 平成二七年三月条例第一一号</p> <p>第一条～第二十二条【略】</p> <p>(生活相談員の業務)</p> <p>第二十三条 養護老人ホームの設置者は、生活相談員に、処遇計画を作成させ、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を担当させるものとする。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法<u>第八条第二十三項</u>に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法<u>第八条第二十三項</u>に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るとともに、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>二・三【略】</p> <p>2・3【略】</p> <p>第二十四条～第三十一条【略】</p> <p>附則【略】</p>

2 青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年条例第五号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 平成二十五年三月二十六日 条例第五号 改正 平成二七年三月条例第二〇号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第四条—第三十三条）</p> <p>第三章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十四条—第四十四条）</p> <p>第四章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（第四十五条—第五十条）</p> <p>第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第五十一条—第五十四条）</p> <p>第六章 雑則（第五十五条）</p> <p>附則</p>	<p>○青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 平成二十五年三月二十六日 条例第五号 改正 平成二七年三月条例第二〇号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第四条—第三十三条）</p> <p>第三章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十四条—第四十四条）</p> <p>第四章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準（第四十五条—第五十条）</p> <p>第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第五十一条—第五十四条）</p> <p>第六章 雑則（第五十五条）</p> <p>附則</p>
<p>第一章 総則（第一条～第三条）【略】</p> <p>第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第四条～第十四条【略】</p> <p>（入退所）</p> <p>第十五条 特別養護老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法（平</p>	<p>第一章 総則（第一条～第三条）【略】</p> <p>第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第四条～第十四条【略】</p> <p>（入退所）</p> <p>第十五条 特別養護老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法（平</p>

改正後	改正前
<p>成九年法律第百二十三号) <u>第八条第二十四</u>項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況その他の必要な事項の把握に努めなければならない。</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法<u>第八条第二十四</u>項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第十六条～第三十三条【略】</p> <p>第三章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第三十四条～第四十四条)【略】</p> <p>第四章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第四十五条・第四十六条【略】</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 施設長 一人</p> <p>二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>三 生活相談員 一人以上</p>	<p>成九年法律第百二十三号) <u>第八条第二十三</u>項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況その他の必要な事項の把握に努めなければならない。</p> <p>2・3【略】</p> <p>4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法<u>第八条第二十三</u>項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第十六条～第三十三条【略】</p> <p>第三章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第三十四条～第四十四条)【略】</p> <p>第四章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第四十五条・第四十六条【略】</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第四十七条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 施設長 一人</p> <p>二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>三 生活相談員 一人以上</p>

改正後	改正前
<p>四 介護職員又は看護職員 次に掲げる員数</p> <p>イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>ロ 看護職員の数、一人以上</p> <p>五 栄養士 一人以上</p> <p>六 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>七 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2～10【略】</p> <p>11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定短期入所生活介護事業所等又は青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第六十一条の三第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第六十三条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な</p>	<p>四 介護職員又は看護職員 次に掲げる員数</p> <p>イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>ロ 看護職員の数、一人以上</p> <p>五 栄養士 一人以上</p> <p>六 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>七 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数</p> <p>2～10【略】</p> <p>11 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定短期入所生活介護事業所等又は青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。） <hr/> <hr/> 第六十三条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な</p>

改正後	改正前
<p>支援の方法に関する基準等を定める条例 （平成二十五年青森市条例第十一号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>12～14 【略】</p> <p>第四十八条～第五十条 【略】</p> <p>第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第五十一条～第五十四条） 【略】</p> <p>第六章 雑則（第五十五条） 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>支援の方法に関する基準等を定める条例 （平成二十五年青森市条例第十一号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>12～14 【略】</p> <p>第四十八条～第五十条 【略】</p> <p>第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第五十一条～第五十四条） 【略】</p> <p>第六章 雑則（第五十五条） 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

3 青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年条例第六号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第六号</p> <p>改正 平成二七年三月条例第一一号</p> <p>第一条～第十四条【略】</p> <p>第十五条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの</p> <p>二 六十歳以上の者（その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者を除く。）</p> <p>（入退所）</p> <p>第十六条 軽費老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2【略】</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八条第二十四項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（<u>同条第二十六項</u>に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（<u>同条第二十四項</u>に規定する居宅介護支援事業を</p>	<p>○青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第六号</p> <p>改正 平成二七年三月条例第一一号</p> <p>第一条～第十四条【略】</p> <p>第十五条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの</p> <p>二 六十歳以上の者（その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者を除く。）</p> <p>（入退所）</p> <p>第十六条 軽費老人ホームの設置者は、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2【略】</p> <p>3 軽費老人ホームの設置者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八条第二十三項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（<u>同条第二十五項</u>に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（<u>同条第二十三項</u>に規定する居宅介護支援事業を</p>

改正後	改正前
<p>行う者をいう。)又は介護保険施設(同条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第十七条～第二十四条【略】</p> <p>第二十五条 軽費老人ホームの設置者は、生活相談員に、入所者からの相談に応じ、適切な助言及び必要な支援を行わせるとともに、次に掲げる業務を担当させるものとする。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。)又は介護予防支援事業(同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るとともに、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>二・三【略】</p> <p>2【略】</p> <p>第二十六条～第三十六条【略】</p> <p>附則【略】</p>	<p>行う者をいう。)又は介護保険施設(同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第十七条～第二十四条【略】</p> <p>第二十五条 軽費老人ホームの設置者は、生活相談員に、入所者からの相談に応じ、適切な助言及び必要な支援を行わせるとともに、次に掲げる業務を担当させるものとする。</p> <p>一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業_____</p> <p>_____又は介護予防支援事業(同項に規定する_____介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るとともに、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>二・三【略】</p> <p>2【略】</p> <p>第二十六条～第三十六条【略】</p> <p>附則【略】</p>

4 青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年条例第八号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第八号</p> <p>改正 平成二六年一二月条例第四四号 平成二七年三月条例第二〇号</p>	<p>○青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第八号</p> <p>改正 平成二六年一二月条例第四四号 平成二七年三月条例第二〇号</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針（第六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七条・第八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十条—第四十三条）</p> <p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十四条—第四十八条）</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十条・第五十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十三条—第六十条）</p> <p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第六十一条—第六十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針（第六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七条・第八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十条—第四十三条）</p> <p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十四条—第四十八条）</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十条・第五十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十三条—第六十条）</p> <p>第五節 基準該当居宅サービスに関する基準（第六十一条—第六十四条）</p>

改正後	改正前
<p>第四章 訪問看護</p> <p>第一節 基本方針（第六十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第六十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第六十九条—第八十条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第八十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第八十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第八十三条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八十四条—第九十条）</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針（第九十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九十三条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九十四条—第九十九条）</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第百条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百一条・第百二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百三条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百四条—第百十四条）</p> <p><u>第五節 削除</u></p>	<p>第四章 訪問看護</p> <p>第一節 基本方針（第六十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第六十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第六十九条—第八十条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第八十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第八十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第八十三条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八十四条—第九十条）</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針（第九十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九十三条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九十四条—第九十九条）</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第百条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百一条・第百二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百三条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百四条—第百十四条）</p> <p><u>第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営</u></p>

改正後	改正前
<p>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第百三十三条—第百三十六条）</p> <p>第八章 通所リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第百三十七条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百三十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百三十九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百四十条—第百四十七条）</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百四十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百四十九条・第百五十条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百五十一条・第百五十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百五十三条—第百六十九条）</p> <p>第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p>	<p style="text-align: center;"><u>に関する基準</u></p> <p><u>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百十五条・第百十六条）</u></p> <p><u>第二款 人員に関する基準（第百七条・第百十八条）</u></p> <p><u>第三款 設備に関する基準（第百九条・第百二十条）</u></p> <p><u>第四款 運営に関する基準（第百二十一条—第百三十二条）</u></p> <p>第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第百三十三条—第百三十六条）</p> <p>第八章 通所リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第百三十七条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百三十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百三十九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百四十条—第百四十七条）</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百四十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百四十九条・第百五十条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百五十一条・第百五十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百五十三条—第百六十九条）</p> <p>第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p>
<p>第一章～第四章（第一条～第八十条） 【略】</p>	<p>第一章～第四章（第一条～第八十条） 【略】</p>

改正後	改正前
<p>第五章 訪問リハビリテーション</p> <p>第八十一条～第八十五条【略】</p> <p>第八十六条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四【略】</p> <p>五 リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療養士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十四項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。</p> <p>2【略】</p> <p>第八十七条～第九十条【略】</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第九十一条～九十九条【略】</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一百条【略】</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第一百一条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護</p>	<p>第五章 訪問リハビリテーション</p> <p>第八十一条～第八十五条【略】</p> <p>第八十六条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四【略】</p> <p>五 リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百四十二条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療養士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十三項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。</p> <p>2【略】</p> <p>第八十七条～第九十条【略】</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第九十一条～九十九条【略】</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第一百条【略】</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第一百一条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護</p>

改正後	改正前
<p>事業所」という。) ごとに置くべき従業者 (以下この節から第四節までにおいて「通 所介護従業者」という。) 及びその員数 は、次の各号に掲げる従業者の区分に応 じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二【略】</p> <p>三 介護職員 指定通所介護の単位ごと に、当該指定通所介護を提供している時 間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護 の提供に当たる者に限る。)が勤務して いる時間数の合計数を当該指定通所介護 を提供している時間数_____で除して 得た数が利用者(当該指定通所介護事業 者が法第百十五条の四十五第一項第一号 口に規定する第一号通所事業(旧法第八 条の二第七項に規定する介護予防通所介 護に相当するものとして市長が定めるも のに限る。)に係る指定事業者の指定を 併せて受け、かつ、指定通所介護の事業 と当該第一号通所事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における指定通所 介護又は当該第一号通所事業の利用者。 以下この節及び次節において同じ。)の 数が十五人までの場合にあっては一以 上、十五人を超える場合にあっては十五 人を超える部分の数を五で除して得た数 に一を加えた数以上確保されるために必 要と認められる数</p> <p>四【略】</p> <p>削除</p>	<p>事業所」という。) ごとに置くべき従業者 (以下この節から第四節までにおいて「通 所介護従業者」という。) 及びその員数 は、次の各号に掲げる従業者の区分に応 じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二【略】</p> <p>三 介護職員 指定通所介護の単位ごと に、当該指定通所介護を提供している時 間帯に介護職員(専ら当該指定通所介護 の提供に当たる者に限る。)が勤務して いる時間数の合計数を当該指定通所介護 を提供している時間数(次項において 「提供単位時間数」という。)で除して 得た数が利用者(当該指定通所介護事業 者が法第百十五条の四十五第一項第一号 口に規定する第一号通所事業(旧法第八 条の二第七項に規定する介護予防通所介 護に相当するものとして市長が定めるも のに限る。)に係る指定事業者の指定を 併せて受け、かつ、指定通所介護の事業 と当該第一号通所事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合に あっては、当該事業所における指定通所 介護又は当該第一号通所事業の利用者。 以下この節及び次節において同じ。)の 数が十五人までの場合にあっては一以 上、十五人を超える場合にあっては十五 人を超える部分の数を五で除して得た数 に一を加えた数以上確保されるために必 要と認められる数</p> <p>四【略】</p> <p><u>2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当 該指定通所介護事業所において同時に指定 通所介護の提供を受けることができる利用 者の数の上限をいう。以下この節から第四</u></p>

改正後	改正前
<p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、<u>前項第三号</u>の介護職員_____を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第一項_____の規定にかかわらず、介護職員は、利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>4 第一項第四号の機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>5 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 指定通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>節までにおいて同じ。)が十人以下である場合にあっては、<u>前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u></p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、<u>第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）</u>を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 第一項第四号の機能訓練指導員は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 指定通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

改正後	改正前
	<p><u>はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p><u>（基本方針）</u></p> <p><u>第百十六条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、当該利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに当該利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>（平成二七条例二〇・一部改正）</u></p> <p><u>第二款 人員に関する基準</u></p> <p><u>（従業者の員数）</u></p> <p><u>第百十七条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</u></p> <p><u>2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</u></p> <p><u>(管理者)</u></p> <p><u>第百十八条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</u></p> <p><u>第三款 設備に関する基準</u></p> <p><u>(利用定員)</u></p> <p><u>第百十九条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をい</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>う。以下この節において同じ。）を九人以下とする。</u></p> <p><u>（設備及び備品等）</u></p> <p><u>第二百十条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するものであるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</u></p> <p><u>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>（平成二七条例二〇・一部改正）</u></p> <p><u>第四款 運営に関する基準</u></p> <p><u>（内容及び手続の説明及び同意）</u></p> <p><u>第二百十一条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二百十八条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務体制、第百</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>二十六条第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第二百二十九条第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定療養通所介護の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 第十条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><u>第二百二十二条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、当該利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(居宅介護支援事業者等との連携)</u></p> <p><u>第二百二十三条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否につい</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>て、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p><u>第二百二十四条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。</u></p> <p><u>二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</u></p> <p><u>三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</u></p> <p><u>四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>提供できるよう、当該利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。</u></p> <p><u>五 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを当該利用者の希望に添って適切に提供すること。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定療養通所介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修等を行うものとする。</u></p> <p><u>(療養通所介護計画の作成)</u></p> <p><u>第二百五条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第七十五条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。</u> <u>(緊急時等の対応)</u></p> <p><u>第二百二十六条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について当該利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、当該利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第二百二十九条第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、当該利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</u> <u>(管理者の業務)</u></p> <p><u>第二百二十七条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指定療養通所介護事業所の従業者（管理者を除く。以下この条において同じ。）の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、当該利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わせなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備させなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わせなければならない。</u></p> <p><u>5 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、当該指定療養通</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第二百二十八条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定療養通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</u></p> <p><u>一 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>三 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>四 指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p><u>五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p><u>六 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>七 サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>八 非常災害対策</u></p> <p><u>九 その他事業の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(緊急時対応医療機関)</u></p> <p><u>第二百二十九条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</u></p> <p><u>第百三十条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p><u>第百三十一条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>一 第二百五条第一項の療養通所介護計画</u></p> <p><u>二 前条第二項に規定する検討の結果についての記録</u></p>

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第百三十三条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス</p>	<p><u>三 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>四 次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>六 次条において準用する第百十二条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>3 前二項の規定によるもののほか、指定療養通所介護事業者は、居宅介護サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(平成二七条例二〇・一部改正)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(準用)</u></p> <p><u>第百三十二条 第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第四十条まで、第四十二条、第百四条（第三項第二号を除く。）、第百五条及び第百九条から第百十二条の二までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百九条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百十二条の二第四項中「第百三条第四項」とあるのは「第百二十条第四項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百三十三条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス</p>

改正後	改正前
<p>(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 看護職員 基準該当通所介護の単位 (基準該当通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一人以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数</p> <hr/> <p>_____で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市長の定めるものに限る。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合)にあっては、当該事業所における基準該当通所介</p>	<p>(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 看護職員 基準該当通所介護の単位 (基準該当通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一人以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数</p> <p>(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市長の定めるものに限る。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合)にあっては、当該事業所における基準該当通所介</p>

改正後	改正前
<p>護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条及び第百三十五条において同じ。)の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一人以上 (削除)</p> <p>2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員_____を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。</p> <p>3 第一項_____の規定にかかわらず、介護職員は、利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p>	<p>護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条_____において同じ。)の数が十五人までの場合にあっては一以上、十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>2 <u>当該基準該当通所介護事業所の利用定員</u> (当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、<u>看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又はさく介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)</u>が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</p> <p>3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、<u>第一項第三号の介護職員</u> (第二項の適用を受ける場合にあっては、<u>同項の看護職員又は介護職員</u>。次項において同じ。)を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者への居宅サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>5 基準該当通所介護の事業と第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第百三十四条【略】 (設備及び備品等)</p> <p>第百三十五条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所が確保されるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</p> <p>イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに<u>当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることが</u></p>	<p>5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 基準該当通所介護の事業と第一項第三号に規定する第一号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第百三十四条【略】 (設備及び備品等)</p> <p>第百三十五条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所が確保されるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所</p> <p>イ 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに<u>利用定員</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>

改正後	改正前
<p><u>できる利用者の数の上限をいう。)</u>を 乗じて得た面積以上であること。</p> <p>ロ【略】</p> <p>二【略】</p> <p>3・4【略】</p> <p>第三百三十六条【略】</p> <p>第八章 通所リハビリテーション</p> <p>第三百三十七条～第四百七条【略】</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第四百四十八条～第八百八十二条【略】</p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第八百八十三条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、<u>指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の三第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)</u>、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p> <p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>第八百八十四条～第二百四十六条【略】</p>	<p>_____を 乗じて得た面積以上であること。</p> <p>ロ【略】</p> <p>二【略】</p> <p>3【略】</p> <p>第三百三十六条【略】</p> <p>第八章 通所リハビリテーション</p> <p>第三百三十七条～第四百七条【略】</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第四百四十八条～第八百八十二条【略】</p> <p>(指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第八百八十三条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所_____</p> <p>_____、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第七十三条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p> <p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>第八百八十四条～第二百四十六条【略】</p>

改正後	改正前
<p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第二百四十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百五十条に規定する指定福祉用具貸与、<u>指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の二に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準条例第六十二条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</u></p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>次の各号に掲げる事業</u> _____ を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>二 指定訪問介護</p> <p>三 指定訪問看護</p> <p>三 <u>指定通所介護又は指定地域密着型通所介護</u></p> <p>5～8 【略】</p> <p>第二百四十八条～第二百七十七条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第二百四十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百五十条に規定する指定福祉用具貸与 _____ _____ 及び指定地域密着型サービス基準条例第六十二条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、<u>指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護</u>を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>— _____</p> <p>— _____</p> <p>— _____</p> <p>5～8 【略】</p> <p>第二百四十八条～第二百七十七条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

5 青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年条例第九号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第九号</p> <p>改正 平成二六年一二月条例第四五号 平成二七年三月条例第一一号 平成二七年三月条例第二〇号 平成二七年三月条例第二一号</p>	<p>○青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第九号</p> <p>改正 平成二六年一二月条例第四五号 平成二七年三月条例第一一号 平成二七年三月条例第二〇号 平成二七年三月条例第二一号</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十条・第五十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十二条の二—第五十八条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十九条・第六十条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十一条—第六十四条）</p> <p>第四章 介護予防訪問看護</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十条・第五十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十二条の二—第五十八条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十九条・第六十条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十一条—第六十四条）</p> <p>第四章 介護予防訪問看護</p>

改正後	改正前
第一節 基本方針（第六十五条）	第一節 基本方針（第六十五条）
第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）	第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）
第三節 設備に関する基準（第六十八条）	第三節 設備に関する基準（第六十八条）
第四節 運営に関する基準（第六十九条—第七十六条）	第四節 運営に関する基準（第六十九条—第七十六条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十七条—第七十九条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十七条—第七十九条）
第五章 介護予防訪問リハビリテーション	第五章 介護予防訪問リハビリテーション
第一節 基本方針（第八十条）	第一節 基本方針（第八十条）
第二節 人員に関する基準（第八十一条）	第二節 人員に関する基準（第八十一条）
第三節 設備に関する基準（第八十二条）	第三節 設備に関する基準（第八十二条）
第四節 運営に関する基準（第八十三条—第八十六条）	第四節 運営に関する基準（第八十三条—第八十六条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十七条・第八十八条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十七条・第八十八条）
第六章 介護予防居宅療養管理指導	第六章 介護予防居宅療養管理指導
第一節 基本方針（第八十九条）	第一節 基本方針（第八十九条）
第二節 人員に関する基準（第九十条）	第二節 人員に関する基準（第九十条）
第三節 設備に関する基準（第九十一条）	第三節 設備に関する基準（第九十一条）
第四節 運営に関する基準（第九十二条—第九十五条）	第四節 運営に関する基準（第九十二条—第九十五条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十六条・第九十七条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十六条・第九十七条）
第七章 削除	第七章 削除
第八章 介護予防通所リハビリテーション	第八章 介護予防通所リハビリテーション

改正後	改正前
<p>第一節 基本方針（第百十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百十九条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百二十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百二十条の二—第百二十五条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百二十六条—第百二十九条）</p>	<p>第一節 基本方針（第百十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百十九条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百二十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百二十条の二—第百二十五条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百二十六条—第百二十九条）</p>
<p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百三十条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百三十一条・第百三十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百三十三条・第百三十四条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百三十五条—第百四十四条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百四十五条—第百五十二条）</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百五十三条・第百五十四条）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第百五十五条・第百五十六条）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第百五十七条—第百六十一条）</p>	<p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百三十条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百三十一条・第百三十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百三十三条・第百三十四条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百三十五条—第百四十四条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百四十五条—第百五十二条）</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百五十三条・第百五十四条）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第百五十五条・第百五十六条）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第百五十七条—第百六十一条）</p>

改正後	改正前
<p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六十二条—第六十六条）</p>	<p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六十二条—第六十六条）</p>
<p>第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十七条—第七十三条）</p>	<p>第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十七条—第七十三条）</p>
<p>第十章 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>第十章 介護予防短期入所療養介護</p>
<p>第一節 基本方針（第七十四条）</p>	<p>第一節 基本方針（第七十四条）</p>
<p>第二節 人員に関する基準（第七十五条）</p>	<p>第二節 人員に関する基準（第七十五条）</p>
<p>第三節 設備に関する基準（第七十六条）</p>	<p>第三節 設備に関する基準（第七十六条）</p>
<p>第四節 運営に関する基準（第七十七条—第八十三条）</p>	<p>第四節 運営に関する基準（第七十七条—第八十三条）</p>
<p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十四条—第九十条）</p>	<p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十四条—第九十条）</p>
<p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>
<p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第九十一条・第九十二条）</p>	<p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第九十一条・第九十二条）</p>
<p>第二款 設備に関する基準（第九十三条）</p>	<p>第二款 設備に関する基準（第九十三条）</p>
<p>第三款 運営に関する基準（第九十四条—第九十八条）</p>	<p>第三款 運営に関する基準（第九十四条—第九十八条）</p>
<p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十九条—第二百三条）</p>	<p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十九条—第二百三条）</p>
<p>第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護</p>	<p>第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護</p>

改正後	改正前
第一節 基本方針（第二百四条）	第一節 基本方針（第二百四条）
第二節 人員に関する基準（第二百五条・第二百六条）	第二節 人員に関する基準（第二百五条・第二百六条）
第三節 設備に関する基準（第二百七条）	第三節 設備に関する基準（第二百七条）
第四節 運営に関する基準（第二百八条—第二百十九条）	第四節 運営に関する基準（第二百八条—第二百十九条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百二十条—第二百二十六条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百二十条—第二百二十六条）
第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二十七条・第二百二十八条）	第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二十七条・第二百二十八条）
第二款 人員に関する基準（第二百二十九条・第二百三十条）	第二款 人員に関する基準（第二百二十九条・第二百三十条）
第三款 設備に関する基準（第二百三十一条）	第三款 設備に関する基準（第二百三十一条）
第四款 運営に関する基準（第二百三十二条—第二百三十六条）	第四款 運営に関する基準（第二百三十二条—第二百三十六条）
第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百三十七条・第二百三十八条）	第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百三十七条・第二百三十八条）
第十二章 介護予防福祉用具貸与	第十二章 介護予防福祉用具貸与
第一節 基本方針（第二百三十九条）	第一節 基本方針（第二百三十九条）
第二節 人員に関する基準（第二百四十条・第二百四十一条）	第二節 人員に関する基準（第二百四十条・第二百四十一条）
第三節 設備に関する基準（第二百四十	第三節 設備に関する基準（第二百四十

改正後	改正前
<p>二条)</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百四十三条—第二百五十条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百五十一条—第二百五十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第二百五十四条・第二百五十五条）</p> <p>第十三章 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針（第二百五十六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百五十七条・第二百五十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百五十九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百六十条—第二百六十四条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十五条—第二百六十七条）</p> <p>第十四章 雑則（第二百六十八条）</p> <p>附則</p>	<p>二条)</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百四十三条—第二百五十条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百五十一条—第二百五十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第二百五十四条・第二百五十五条）</p> <p>第十三章 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針（第二百五十六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百五十七条・第二百五十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百五十九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百六十条—第二百六十四条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十五条—第二百六十七条）</p> <p>第十四章 雑則（第二百六十八条）</p> <p>附則</p>
<p>第一章～第十章【略】</p> <p>第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第二百四条～第二百三十三条【略】</p> <p>（受託介護予防サービス事業者への委託）</p> <p>第二百三十四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。</p>	<p>第一章～第十章【略】</p> <p>第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第二百四条～第二百三十三条【略】</p> <p>（受託介護予防サービス事業者への委託）</p> <p>第二百三十四条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）<u>、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）</u>、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第六条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第百条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）<u>、指定地域密着型通所介護（青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号）第六十一条の二に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）</u>、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百三十九条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第六条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号口に規定する第一号通所事業（指定事業者に</p>	<p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。） _____、 _____、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第六条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第百条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。） _____、 _____、 _____、 _____、 _____、 _____、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百三十九条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第六条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号口に規定する第一号通所事業（指定事業者に</p>

改正後	改正前
<p>より行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。)に係るサービスとする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス</p> <p>二 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>三 指定介護予防訪問看護</p> <p>5～8【略】</p> <p>第二百三十五条～第二百六十八条【略】</p> <p>附則【略】</p>	<p>より行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。)に係るサービスとする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス</p> <p>二 指定通所介護_____又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス</p> <p>三 指定介護予防訪問看護</p> <p>5～8【略】</p> <p>第二百三十五条～第二百六十八条【略】</p> <p>附則【略】</p>

- 6 青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第四条第一項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年条例第九号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第九号</p>	<p>○青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第九号</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>第一節 基本方針（第六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七条・第八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十条—第四十条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十一条—第四十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十四条—第四十八条）</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十条・</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>第一節 基本方針（第六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七条・第八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十条—第四十条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十一条—第四十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十四条—第四十八条）</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第五十条・</p>

改正後	改正前
第五十一条)	第五十一条)
第三節 設備に関する基準（第五十二条）	第三節 設備に関する基準（第五十二条）
第四節 運営に関する基準（第五十三条—第五十八条）	第四節 運営に関する基準（第五十三条—第五十八条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十九条・第六十条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十九条・第六十条）
第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十一条—第六十四条）	第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十一条—第六十四条）
第四章 介護予防訪問看護	第四章 介護予防訪問看護
第一節 基本方針（第六十五条）	第一節 基本方針（第六十五条）
第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）	第二節 人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）
第三節 設備に関する基準（第六十八条）	第三節 設備に関する基準（第六十八条）
第四節 運営に関する基準（第六十九条—第七十六条）	第四節 運営に関する基準（第六十九条—第七十六条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十七条—第七十九条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十七条—第七十九条）
第五章 介護予防訪問リハビリテーション	第五章 介護予防訪問リハビリテーション
第一節 基本方針（第八十条）	第一節 基本方針（第八十条）
第二節 人員に関する基準（第八十一条）	第二節 人員に関する基準（第八十一条）
第三節 設備に関する基準（第八十二条）	第三節 設備に関する基準（第八十二条）
第四節 運営に関する基準（第八十三条—第八十六条）	第四節 運営に関する基準（第八十三条—第八十六条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十七条・第八十八条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十七条・第八十八条）

改正後	改正前
<p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針（第八十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九十一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九十二条—第九十五条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十六条・第九十七条）</p> <p>第七章 介護予防通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第九十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十九条・第一百条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第一百一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第一百二条—第一百九条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第一百十条—第一百十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第一百四十四条—第一百七条）</p> <p>第八章 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第一百八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第一百九条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百十一条—第二百二十五条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百十</p>	<p>第六章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針（第八十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九十一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九十二条—第九十五条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十六条・第九十七条）</p> <p>第七章 介護予防通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第九十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十九条・第一百条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第一百一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第一百二条—第一百九条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第一百十条—第一百十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第一百四十四条—第一百七条）</p> <p>第八章 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>第一節 基本方針（第一百八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第一百九条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百十一条—第二百二十五条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百十</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">六条—第二百二十九条)</p> <p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第三百十条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第三百十一条・第三百十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第三百十三条・第三百十四条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第三百十五条—第三百四十四条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三百四十五条—第三百五十二条）</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第三百五十三条・第三百五十四条）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第三百五十五条・第三百五十六条）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第三百五十七条—第三百六十一条）</p> <p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三百六十二条—第三百六十六条）</p> <p>第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第三百六十七条—第三百七十三条）</p> <p>第十章 介護予防短期入所療養介護</p> <p>第一節 基本方針（第三百七十四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第三百七十五</p>	<p style="text-align: center;">六条—第二百二十九条)</p> <p>第九章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第三百十条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第三百十一条・第三百十二条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第三百十三条・第三百十四条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第三百十五条—第三百四十四条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三百四十五条—第三百五十二条）</p> <p>第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第三百五十三条・第三百五十四条）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第三百五十五条・第三百五十六条）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第三百五十七条—第三百六十一条）</p> <p>第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三百六十二条—第三百六十六条）</p> <p>第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第三百六十七条—第三百七十三条）</p> <p>第十章 介護予防短期入所療養介護</p> <p>第一節 基本方針（第三百七十四条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第三百七十五</p>

改正後	改正前
条)	条)
第三節 設備に関する基準（第七十六条）	第三節 設備に関する基準（第七十六条）
第四節 運営に関する基準（第七十七条—第八十三条）	第四節 運営に関する基準（第七十七条—第八十三条）
第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十四条—第九十条）	第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十四条—第九十条）
第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第九十一条・第九十二条）	第一款 この節の趣旨及び基本方針（第九十一条・第九十二条）
第二款 設備に関する基準（第九十三条）	第二款 設備に関する基準（第九十三条）
第三款 運営に関する基準（第九十四条—第九十八条）	第三款 運営に関する基準（第九十四条—第九十八条）
第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十九条—第二百三条）	第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十九条—第二百三条）
第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護	第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護
第一節 基本方針（第二百四条）	第一節 基本方針（第二百四条）
第二節 人員に関する基準（第二百五条・第二百六条）	第二節 人員に関する基準（第二百五条・第二百六条）
第三節 設備に関する基準（第二百七条）	第三節 設備に関する基準（第二百七条）
第四節 運営に関する基準（第二百八条—第二百九条）	第四節 運営に関する基準（第二百八条—第二百九条）
第五節 介護予防のための効果的な支援	第五節 介護予防のための効果的な支援

改正後	改正前
<p>の方法に関する基準（第二百二十条—第二百二十六条）</p> <p>第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二十七条・第二百二十八条）</p> <p>第二款 人員に関する基準（第二百二十九条・第二百三十条）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第二百三十一条）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第二百三十二条—第二百三十六条）</p> <p>第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百三十七条・第二百三十八条）</p> <p>第十二章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第一節 基本方針（第二百三十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百四十条・第二百四十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百四十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百四十三条—第二百五十条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百五十一条—第二百五十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第二百五十四条・第二百五十五条）</p>	<p>の方法に関する基準（第二百二十条—第二百二十六条）</p> <p>第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二十七条・第二百二十八条）</p> <p>第二款 人員に関する基準（第二百二十九条・第二百三十条）</p> <p>第三款 設備に関する基準（第二百三十一条）</p> <p>第四款 運営に関する基準（第二百三十二条—第二百三十六条）</p> <p>第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百三十七条・第二百三十八条）</p> <p>第十二章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第一節 基本方針（第二百三十九条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百四十条・第二百四十一条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百四十二条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百四十三条—第二百五十条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百五十一条—第二百五十三条）</p> <p>第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第二百五十四条・第二百五十五条）</p>

改正後	改正前
<p>第十三章 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針（第二百五十六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百五十七条・第二百五十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百五十九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百六十条—第二百六十四条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十五条—第二百六十七条）</p> <p>第十四章 雑則（第二百六十八条）</p> <p>附則</p>	<p>第十三章 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>第一節 基本方針（第二百五十六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第二百五十七条・第二百五十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第二百五十九条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第二百六十条—第二百六十四条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十五条—第二百六十七条）</p> <p>第十四章 雑則（第二百六十八条）</p> <p>附則</p>
<p>第一条～第九十八条【略】</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第九十九条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師（以下この章にお</p>	<p>第一条～第九十八条【略】</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第九十九条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師（以下この章にお</p>

改正後	改正前
<p>いて「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位(指定介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)</p> <p>ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第一百一条第一項に規定する<u>指定通所介護事業者をいう。</u>)又は<u>指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の三第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)</u>(以下「<u>指定通所介護事業者等</u>」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(同条例第百条に規定する<u>指定通所介護をいう。</u>)又は<u>指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の二に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)</u>(以下「<u>指定通所介護等</u>」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は<u>指定</u></p>	<p>いて「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位(指定介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)</p> <p>ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第一百一条第一項に規定する<u>指定通所介護事業者をいう。</u>以下同じ。))</p> <p>_____の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(同条例第百条に規定する<u>指定通所介護をいう。</u>以下同じ。))</p> <p>_____の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は<u>指定</u></p>

改正後	改正前
<p><u>通所介護等</u>の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>2～6【略】</p> <p>7 指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者等</u>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護等</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項から<u>第五項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の三第一項から第六項まで</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第百条【略】</p> <p>第三節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第百一条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するものであるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる食堂、機能訓練室、相談室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p><u>通所介護の</u>利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>2～6【略】</p> <p>7 指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護の</u>事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項から<u>第六項まで</u></p> <hr/> <p>____に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第百条【略】</p> <p>第三節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第百一条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するものであるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる食堂、機能訓練室、相談室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>一 食堂及び機能訓練室 次のイ及びロに掲げる基準</p> <p>イ それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障を及ぼすおそれがない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるものであること。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者等</u>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護等</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三条第一項から第三項まで<u>又は指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の五第一項から第三項まで</u>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>一 食堂及び機能訓練室 次のイ及びロに掲げる基準</p> <p>イ それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障を及ぼすおそれがない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるものであること。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者が<u>指定通所介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と<u>指定通所介護</u>の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三条第一項から第三項まで_____に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p>第百二条～第百十三条【略】</p>	<p>第百二条～第百十三条【略】</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第百十四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～四【略】</p> <p>2～5【略】</p> <p>一～四【略】</p> <p>6 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十三条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第百十五条～第二百六十八条【略】</p> <p>附則【略】</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第百十四条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～四【略】</p> <p>2～5【略】</p> <p>一～四【略】</p> <p>6 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十三条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第百十五条～第二百六十八条【略】</p> <p>附則【略】</p>

7 青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年条例第十号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第十号</p> <p>改正 平成二六年一二月条例第四四号 平成二七年三月条例第二〇号</p>	<p>○青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第十号</p> <p>改正 平成二六年一二月条例第四四号 平成二七年三月条例第二〇号</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第一節 基本方針等（第六条・第七条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第八条・第九条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十一条—第四十四条）</p> <p>第五節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第四十五条・第四十六条）</p> <p>第三章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第一節 基本方針等（第四十七条・第四十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四十九条・第五十条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第一節 基本方針等（第六条・第七条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第八条・第九条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第十一条—第四十四条）</p> <p>第五節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第四十五条・第四十六条）</p> <p>第三章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第一節 基本方針等（第四十七条・第四十八条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四十九条・第五十条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第五十一条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十二条）</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">—第六十一条)</p> <p><u>第三章の二 地域密着型通所介護</u></p> <p><u>第一節 基本方針（第六十一条の二）</u></p> <p><u>第二節 人員に関する基準（第六十一条の三・第六十一条の四）</u></p> <p><u>第三節 設備に関する基準（第六十一条の五）</u></p> <p><u>第四節 運営に関する基準（第六十一条の六—第六十一条の二十）</u></p> <p><u>第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第六十一条の二十一・第六十一条の二十二）</u></p> <p><u>第二款 人員に関する基準（第六十一条の二十三・第六十一条の二十四）</u></p> <p><u>第三款 設備に関する基準（第六十一条の二十五・第六十一条の二十六）</u></p> <p><u>第四款 運営に関する基準（第六十一条の二十七—第六十一条の三十八）</u></p> <p>第四章 認知症対応型通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第六十二条）</p> <p>第二節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第一款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第六十三条—第六十五条）</p> <p>第二款 共用型指定認知症対応型通所介護（第六十六条—第六十八</p>	<p style="text-align: center;">—第六十一条)</p> <p>新設</p> <p>第四章 認知症対応型通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第六十二条）</p> <p>第二節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第一款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第六十三条—第六十五条）</p> <p>第二款 共用型指定認知症対応型通所介護（第六十六条—第六十八</p>

改正後	改正前
<p>条)</p> <p>第三節 運営に関する基準（第六十九条—第八十二条）</p> <p>第五章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第一節 基本方針（第八十三条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第八十四条—第八十六条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第八十七条・第八十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八十九条—第一百条）</p> <p>第六章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百十二条—第百十四条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百十五条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百十六条—第百三十条）</p> <p>第七章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百三十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百三十二条・第百三十三条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百三十四条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百三十五条—第百五十一条）</p> <p>第八章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百五十二条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百五十三条）</p>	<p>条)</p> <p>第三節 運営に関する基準（第六十九条—第八十二条）</p> <p>第五章 小規模多機能型居宅介護</p> <p>第一節 基本方針（第八十三条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第八十四条—第八十六条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第八十七条・第八十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第八十九条—第一百条）</p> <p>第六章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百十二条—第百十四条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百十五条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百十六条—第百三十条）</p> <p>第七章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百三十一条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百三十二条・第百三十三条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百三十四条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百三十五条—第百五十一条）</p> <p>第八章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百五十二条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百五十三条）</p>

改正後	改正前
<p>第三節 設備に関する基準（第五十四条・第五十五条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十六条—第八十条）</p> <p>第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第八十一条・第八十二条）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第八十三条）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第八十四条—第九十二条）</p> <p>第九章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第一節 基本方針（第九十三条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十四条—第九十六条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九十七条・第九十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九十九条—第二百五条）</p> <p>第十章 雑則（第二百六条）</p> <p>附則</p>	<p>第三節 設備に関する基準（第五十四条・第五十五条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十六条—第八十条）</p> <p>第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 この節の趣旨及び基本方針（第八十一条・第八十二条）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第八十三条）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第八十四条—第九十二条）</p> <p>第九章 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>第一節 基本方針（第九十三条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第九十四条—第九十六条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第九十七条・第九十八条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第九十九条—第二百五条）</p> <p>第十章 雑則（第二百六条）</p> <p>附則</p>
<p>第一条～第十五条【略】</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第十六条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるもののほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運</p>	<p>第一条～第十五条【略】</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第十六条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるもののほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運</p>

改正後	改正前
<p>営に関する基準等を定める条例（平成二十六年青森市条例第四十四号。以下「指定居宅介護支援等条例」という。）第十七条第一項第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、<u>第六十一条の六、第六十一条の二十九及び第六十一条の三十</u>において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第十七条【略】</p> <p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）</p> <p>第十八条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（<u>法第八条第二十四項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービス（法第四十二条の二第六項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）として受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報</p>	<p>営に関する基準等を定める条例（平成二十六年青森市条例第四十四号。以下「指定居宅介護支援等条例」という。）第十七条第一項第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第六十九条 _____ において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第十七条【略】</p> <p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）</p> <p>第十八条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（<u>法第八条第二十三項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービス（法第四十二条の二第六項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）として受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報</p>

改正後	改正前
<p>を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第十九条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第六十五条の四第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>第二十条～第六十一条【略】</p> <p>第三章の二 地域密着型通所介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第六十一条の二 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第六十一条の三 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所</p>	<p>を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第十九条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第六十五条の四第一号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p> <p>第二十条～第六十一条【略】</p> <p>新設</p>

改正後	改正前
<p><u>介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第四節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位(指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>三 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。）第五条による改正前の法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</u></p> <p><u>四 機能訓練指導員 一以上</u></p> <p><u>2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</u></p> <p><u>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</u></p> <p><u>5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>6 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。</u></p> <p><u>7 指定地域密着型通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長が定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>（管理者）</u></p> <p><u>第六十一条の四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>第三節 設備に関する基準</u> <u>(設備及び備品等)</u></p> <p><u>第六十一条の五 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 食堂及び機能訓練室</u></p> <p><u>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p><u>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p><u>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者が第六十一条の三第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長が定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><u>第四節 運営に関する基準</u></p> <p><u>（心身の状況等の把握）</u></p> <p><u>第六十一条の六 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>（利用料等の受領）</u></p> <p><u>第六十一条の七 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>二 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p><u>三 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>四 おむつ代</u></p> <p><u>五 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>4 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）</u></p> <p><u>第六十一条の八 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</u></p> <p><u>第六十一条の九 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>一 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うこと。</u></p> <p><u>二 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>三 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。</u></p> <p><u>四 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</u></p> <p><u>五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</u></p> <p><u>六 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。</u></p> <p><u>七 認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。</u></p> <p><u>（地域密着型通所介護計画の作成）</u></p> <p><u>第六十一条の十 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>一</u> <u>ビス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u></p> <p><u>(管理者の業務)</u></p> <p><u>第六十一条の十一 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理者に、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理者に、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第六十一条の十二 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>重要事項に関する規程を定め、これを当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</u></p> <p><u>一 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>三 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>四 指定地域密着型通所介護の利用定員</u></p> <p><u>五 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p><u>六 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>七 サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>八 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>九 非常災害対策</u></p> <p><u>十 その他運営に関する重要事項</u> <u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p><u>第六十一条の十三 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>(定員の遵守)</u></p> <p><u>第六十一条の一四 指定地域密着型通所介護</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p><u>第六十一条の十五 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第六十一条の十六 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第六十一条の十七 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項にお</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>いて「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>（事故発生時の対応）</u></p> <p><u>第六十一条の十八 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第六十一条の五第四項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p><u>第六十一条の十九 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>一 地域密着型通所介護計画</u></p> <p><u>二 次条において準用する第二十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p><u>三 次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>六 第六十一条の十七第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p><u>3 前二項の規定によるもののほか、指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第六十一条の二十 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十三条及び第五十五条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第六十一条の十二に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第一款 この節の趣旨及び基本方針</u></p> <p><u>(この節の趣旨)</u></p> <p><u>第六十一条の二十一 第一節から第四節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u></p> <p><u>（基本方針）</u></p> <p><u>第六十一条の二十二 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>第二款 人員に関する基準</u></p> <p><u>（従業者の員数）</u></p> <p><u>第六十一条の二十三 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</u></p> <p><u>2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。</u></p> <p><u>（管理者）</u></p> <p><u>第六十一条の二十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</u></p> <p><u>第三款 設備に関する基準</u></p> <p><u>（利用定員）</u></p> <p><u>第六十一条の二十五 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>を九人以下とする。</u> <u>(設備及び備品等)</u></p> <p><u>第六十一条の二十六 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</u></p> <p><u>3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>第四款 運営に関する基準</u> <u>(内容及び手続の説明及び同意)</u></p> <p><u>第六十一条の二十七 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第六十一条の三十四に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第六十一条の三十二第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第六十一条の三十五第一項に規定する緊急時対応医療機関との連</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 第十一条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><u>第六十一条の二十八 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</u></p> <p><u>第六十一条の二十九 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p><u>第六十一条の三十 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。</u></p> <p><u>二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</u></p> <p><u>三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</u></p> <p><u>四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>提供できるよう、当該利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。</u></p> <p><u>五 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを当該利用者の希望に添って適切に提供すること。</u></p> <p><u>(療養通所介護計画の作成)</u></p> <p><u>第六十一条の三十一 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第七十五条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u></p> <p><u>(緊急時等の対応)</u></p> <p><u>第六十一条の三十二 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第六十一条の三十五第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</u></p> <p><u>(管理者の業務)</u></p> <p><u>第六十一条の三十三 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指定療養通所介護事業所の従業者（管理者を除く。以下この条において同じ。）の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、当該利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わせなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備させなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わせなければならない。</u></p> <p><u>5 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所の管理者に、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>を担当させるものとする。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第六十一条の三十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定療養通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</u></p> <p><u>一 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>三 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>四 指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p><u>五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p><u>六 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>七 サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>八 非常災害対策</u></p> <p><u>九 その他運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(緊急時対応医療機関)</u></p> <p><u>第六十一条の三十五 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。</u></p> <p><u>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</u></p> <p><u>第六十一条の三十六 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</u></p> <p><u>（記録の整備）</u></p> <p><u>第六十一条の三十七 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>一 療養通所介護計画</u></p> <p><u>二 前条第二項に規定する検討の結果についての記録</u></p> <p><u>三 次条において準用する第二十二条の第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>四 次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>六 次条において準用する第六十一条の十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p><u>七 次条において準用する第六十一条の十七第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p><u>3 前二項の規定によるもののほか、指定療養通所介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第六十一条の三十八 第十二条から第十五条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十三条、第六十一条の七（第三項第二号を除く。）、第六十一条の八及び第六十一条の十三から第六十一条の十八までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第六十一条の十三第三項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「十二月」と、同条第三項中「当たっては」とあるのは「当たっ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ては、利用者の状態に応じて」と、第六十一条の十八第四項中「第六十一条の五第四項」とあるのは「第六十一条の二十六第四項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第四章 認知症対応型通所介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第六十二条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症_____である利用者（当該利用者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（平成二七条例二〇・一部改正）</p> <p>第六十三条～第六十六条【略】</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第八条第二十項又は法第八条の第二十</u></p>	<p>第四章 認知症対応型通所介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第六十二条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症（<u>法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。</u>）である利用者（当該利用者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（平成二七条例二〇・一部改正）</p> <p>第六十三条～第六十六条【略】</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第八条第十九項又は法第八条の第二十</u></p>

改正後	改正前
<p>五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第八十四条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第六十八条【略】</p> <p>第三節 運営に関する基準</p> <p>削除</p>	<p>五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第八十四条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>第六十八条【略】</p> <p>第三節 運営に関する基準</p> <p><u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><u>第六十九条 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)</u>は、<u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ</u></p>

改正後	改正前
<p style="color: red;">削除</p>	<p><u>て、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>(利用料等の受領)</u></p> <p><u>第七十条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p><u>二 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額</u></p>

改正後	改正前
<p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第七十一条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者 <u>(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)</u> は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>第七十二条・第七十三条【略】</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>削除</p>	<p><u>を超える費用</u></p> <p><u>三 食事の提供に要する費用</u></p> <p><u>四 おむつ代</u></p> <p><u>五 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p> <p><u>4 前項第三号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第三項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)</p> <p>第七十一条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者 _____ _____ _____ は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>第七十二条・第七十三条【略】</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p><u>(管理者の業務)</u></p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第七十五条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第六十三条第四項又は第六十七条第一項の利用定員をいう。_____)</p> <p>五 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p><u>第七十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者に、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者に、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十五条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第六十三条第四項又は第六十七条第一項の利用定員をいう。<u>第七十七条において同じ。</u>)</p> <p>五 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他事業の運営に関する重要事項</p>

改正後	改正前
削除	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第七十六条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業員の勤務体制を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業員によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p>
削除	<p>(定員の遵守)</p> <p><u>第七十七条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p>
削除	<p>(非常災害対策)</p> <p><u>第七十八条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p>
削除	<p>(衛生管理等)</p> <p><u>第七十九条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その</u></p>

改正後	改正前
<p style="color: red;">削除</p>	<p><u>他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第八十条 指定認知症対応型通所介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><u>第八十条の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第</u></p>
<p style="color: red;">削除</p>	

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第八十一条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 認知症対応型通所介護計画</p> <p>二 次条において準用する第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第三十條に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第四十條第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 <u>次条において準用する第六十一條の十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>六 <u>次条において準用する第六十一條の十七第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>	<p><u>六十五條第四項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(平成二七條例二〇・追加)</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十一条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 認知症対応型通所介護計画</p> <p>二 次条において準用する第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第三十條に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第四十條第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 <u>前條第二項</u> _____に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>新設</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>(準用)</p> <p>第八十二条 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、第三十六條から第四十條まで、第四十三條、<u>第五十五條、第六十一條の六、第六十一條の七、第六十一條の十一及び第六十一條の十三から第六十一條の十八までの規定は</u>、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條に規定する運営規程」とあるのは「第七十五條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十六條中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、<u>第六十一條の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第六十一條の十八第四項中「第六十一條の五第四項」とあるのは、「第六十五條第四項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>第八十三条～第八十八条【略】</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第八十九条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第八十四条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体</p>	<p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>(準用)</p> <p>第八十二条 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、第三十六條から第四十條まで、第四十三條及び第五十五條_____</p> <p>_____の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條に規定する運営規程」とあるのは「第七十五條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十六條中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と_____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>第八十三条～第八十八条【略】</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第八十九条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第八十四条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体</p>

改正後	改正前
<p>事業所の介護支援専門員。以下この条及び第九十五条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法<u>第八条第二十四項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第九十条～第百六条【略】</p> <p>削除</p>	<p>事業所の介護支援専門員。以下この条及び第九十五条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法<u>第八条第二十三項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>第九十条～第百六条【略】</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第一百七条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、</u></p>

改正後	改正前
<p>第百八条【略】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百九条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 居宅サービス計画</p> <p>二 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>三 次条において準用する第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第九十四條第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p><u>事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第百八条【略】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百九条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 居宅サービス計画</p> <p>二 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>三 次条において準用する第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第九十四條第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>

改正後	改正前
<p>五 次条において準用する第三十条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 <u>次条において準用する第六十一条の十七第二項</u> に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第一百十条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十条、第三十六條から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第七十四條、<u>第六十一条の十一、第六十一条の十三、第六十一条の十六及び第六十一条の十七まで</u>の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第百二條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十六條中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第六十一条の十一第二項</u>中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、<u>第六十一条の十三第三項</u>中「地域密着</p>	<p>五 次条において準用する第三十条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 第七條第二項 _____ に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第一百十条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十条、第三十六條から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第七十四條、<u>第七十六條及び第七十九條</u> _____ の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第百二條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十六條中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第七十四條第二項</u> _____ 中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、<u>第七十六條第三項</u>中「認知症対応型通</p>

改正後	改正前
<p><u>型通所介護従業者</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第六章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法<u>第八条第二十項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>第百十二条～第百二十八条【略】</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第百二十九条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな</p>	<p><u>所介護従業者</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____と読み替えるものとする。</p> <p>第六章 認知症対応型共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法<u>第八条第十九項</u>に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>第百十二条～第百二十八条【略】</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第百二十九条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>一 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>二 第一百七十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第一百九条第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第六十一条の十七第二項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百三十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十二条、第四十三条、<u>第六十一条の十一、第六十一条の十六、第十六条の十七第一項から第四項まで</u>、第百一条、第百四条及び<u>第百六条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは</p>	<p>なければならない。</p> <p>一 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>二 第一百七十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第一百九条第六項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第百七条第二項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百三十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第四十二条、第四十三条、<u>第七十四条、第七十九条、第百一条、第百四条、第百六条及び第百七条第一項から第四項まで</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは</p>

改正後	改正前
<p>「第二十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第六十一条の十一第二項</u>中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、<u>第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と</u>、<u>第百一条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第百四条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と</u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>第七章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百三十一条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（<u>法第八条第二十一項</u>に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受</p>	<p>「第二十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第七十四条第二項</u> _____ 中「この節」とあるのは「第六章第四節」と _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、第百一条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第百三条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、<u>第百七条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第七章 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百三十一条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（<u>法第八条第二十項</u>に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受</p>

改正後	改正前
<p>ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第百三十二条～第百四十九条【略】 （記録の整備）</p> <p>第百五十条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>二 第百三十八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百四十条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第百四十八条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十条に規定</p>	<p>ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p> <p>第百三十二条～第百四十九条【略】 （記録の整備）</p> <p>第百五十条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>二 第百三十八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百四十条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第百四十八条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十条に規定</p>

改正後	改正前
<p>する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 次条において準用する<u>第六十一条の十七第二項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十一条 第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、<u>第六十一条の十一、第六十一条の十五、第六十一条の十六、第六十一条の十七第一項から第四項まで及び第百一条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第六十一条の十一第二項</u>中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、<u>第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と</u></p> <p>_____読み替えるものとす</p>	<p>する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 次条において準用する<u>第七十七条第二項</u> _____に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(平成二七条例二〇・一部改正)</p> <p>(準用)</p> <p>第百五十一条 第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、<u>第七十四条、第七十八条、第七十九条、第百一条及び第七十七条第一項から第四項まで</u> _____の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第七十四条第二項</u> _____中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、<u>第七十七条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとす</u></p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>第八章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百五十二条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十二項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>る。</p> <p>第八章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第百五十二条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十一項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第一百五十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 生活相談員 一人以上</p> <p>三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、一人以上であること。</p> <p>四 栄養士 一人以上</p> <p>五 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>六 介護支援専門員 一人以上</p> <p>2～11 【略】</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第一百五十三条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 生活相談員 一人以上</p> <p>三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、一人以上であること。</p> <p>四 栄養士 一人以上</p> <p>五 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>六 介護支援専門員 一人以上</p> <p>2～11 【略】</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第一百一条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等 _____ 又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能</p>

改正後	改正前
<p>訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13・14【略】</p> <p>第一百五十四条～第一百七十八条【略】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第一百七十九条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型施設サービス計画</p> <p>二 第五十八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第六十条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する 第六十一条の十七第二項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>七 前条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定地</p>	<p>訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>13・14【略】</p> <p>第一百五十四条～第一百七十八条【略】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第一百七十九条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型施設サービス計画</p> <p>二 第五十八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第六十条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する <u>第七条第二項</u> に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>七 前条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定地</p>

改正後	改正前
<p>域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百八十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十三条、<u>第六十一条の十一、第六十一条の十五及び第六十一条の十七第一項から第四項</u>までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第七十一条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、</p> <p>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「<u>入所の際に</u>」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、<u>要介護認定</u>」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、<u>第六十一条の十一第二項</u>中「この節」とあるのは「<u>第八章第四節</u>」と、<u>第六十一条の十七第一項</u>中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>六月</u>」とあるのは「<u>二月</u>」と</p> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>第百八十一条～第百九十一条【略】</p>	<p>域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第百八十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十三条、<u>第七十四条、第七十八条、第七百七条第一項から第四項まで</u></p> <p>_____の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第七十一条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、</p> <p>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「<u>入所の際に</u>」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、<u>要介護認定</u>」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、<u>第七十四条第二項</u> _____ 中「この節」とあるのは「<u>第八章第四節</u>」と、<u>第七百七条第一項</u>中「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第百八十一条～第百九十一条【略】</p>

改正後	改正前
<p>「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同条第六号中「第八十条」とあるのは「第九十二条」と、同条第七号中「第七十八条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する第七十八条第三項」と、第七十九条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「第九十二条において準用する第五十八条第二項」と、同項第三号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十二条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>第九十三条～第二百三条【略】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 居宅サービス計画</p> <p>二 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>三 第二百条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第二百一条第二項に規定する主治の医師による指示の文書</p>	<p>「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同条第六号中「第八十条」とあるのは「第九十二条」と、同条第七号中「第七十八条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する第七十八条第三項」と、第七十九条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「第九十二条において準用する第五十八条第二項」と、同項第三号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十二条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>第九十三条～第二百三条【略】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 居宅サービス計画</p> <p>二 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>三 第二百条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第二百一条第二項に規定する主治の医師による指示の文書</p>

改正後	改正前
<p>五 第二百二条第九項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>六 次条において準用する第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十條に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>八 次条において準用する第四十條第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>九 次条において準用する第四十二條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>十 次条において準用する第六十一條の十七第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定複合型サービス事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、第三十六條から第四十條まで、第四十二條、第四十三條、第六十一條の十一、第六十一條の十三、第六十一條の十六、第六十一條の十七、第八十九條から第九十二條まで、第九十五條から第九十七條まで、第九十九條、第一百條、第二百二條から第二百六條まで及び第二百八條の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條に規定する運営規程」とあるのは「第二百五条において準用する第二百二條に規定す</p>	<p>五 第二百二条第九項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>六 次条において準用する第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十條に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>八 次条において準用する第四十條第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>九 次条において準用する第四十二條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>十 次条において準用する第七十條第二項 _____ に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定複合型サービス事業者は、地域密着型サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、第三十六條から第四十條まで、第四十二條、第四十三條、第七十四條、第七十六條、第七十九條 _____、第八十九條から第九十二條まで、第九十五條から第九十七條まで、第九十九條、第一百條及び第二百二條から第二百八條 _____ の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條に規定する運営規程」とあるのは「第二百五条において準用する第二百二條に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十六条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第四節」と、第六十一条の十三中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第六十一条の十七第一項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「六月」とあるのは「<u>二月</u>」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と、第九十一条及び第九十九条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第八十八条中「第八十四条第六項」とあるのは「<u>第九十四条第七項各号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第二百六条【略】 附則【略】</p>	<p>る重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十六条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあり、第七十六条第三項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあり、並びに</p> <p>第九十一条及び第九十九条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第八十八条中「第八十四条第六項」とあるのは「<u>第九十四条第七項各号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第二百六条【略】 附則【略】</p>

8 青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成二十五年条例第十一号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第十一号</p> <p>改正 平成二六年一二月条例第四五号 平成二七年三月条例第一一号 平成二七年三月条例第二〇号</p>	<p>○青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第十一号</p> <p>改正 平成二六年一二月条例第四五号 平成二七年三月条例第一一号 平成二七年三月条例第二〇号</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第六条）</p> <p>第二節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第一款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第七条—第九条）</p> <p>第二款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第十条—第十二条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第十三条—第四十二条）</p> <p>第四節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十三条・第四十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第一節 基本方針（第六条）</p> <p>第二節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第一款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第七条—第九条）</p> <p>第二款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第十条—第十二条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第十三条—第四十二条）</p> <p>第四節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十三条・第四十四条）</p>

改正後	改正前
<p>第三章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四十六条—第四十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第四十九条・第五十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十一条—第六十七条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六十八条—第七十一条）</p> <p>第四章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第七十二条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七十三条—第七十五条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第七十六条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第七十七条—第八十八条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十九条—第九十二条）</p> <p>第五章 雑則（第九十三条）</p> <p>附則</p>	<p>第三章 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>第一節 基本方針（第四十五条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第四十六条—第四十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第四十九条・第五十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第五十一条—第六十七条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第六十八条—第七十一条）</p> <p>第四章 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第七十二条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第七十三条—第七十五条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第七十六条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第七十七条—第八十八条）</p> <p>第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十九条—第九十二条）</p> <p>第五章 雑則（第九十三条）</p> <p>附則</p>
<p>第一条～第十条【略】</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第十一条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知</p>	<p>第一条～第十条【略】</p> <p>（利用定員等）</p> <p>第十一条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知</p>

改正後	改正前
<p>症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第八条第二十項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。</u>）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設（<u>法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。</u>）若しくは指定介護療養医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する介護療養型医療施設をいう。第四十六条第六項において同じ。）の運営（第四十六条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について、三年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（平成二七条例二〇・一部改正）</p> <p>第十二条～第四十条【略】</p> <p style="text-align: center;">（地域との連携等）</p> <p><u>第四十一条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知</u></p>	<p>症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第八条第十九項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。</u>）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設_____若しくは指定介護療養医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する介護療養型医療施設をいう。第四十六条第六項において同じ。）の運営（第四十六条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について、三年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（平成二七条例二〇・一部改正）</p> <p>第十二条～第四十条【略】</p> <p style="text-align: center;">（地域との連携等）</p>

改正後	改正前
<p><u>症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第四十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会</p>	<p>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第四十二条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会</p>

改正後	改正前
<p>計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防認知症対応型通所介護計画</p> <p>二 第二十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第二十六条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>六 前条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>第四十三条～第六十三条【略】</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第六十四条 (削除)</p>	<p>計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 介護予防認知症対応型通所介護計画</p> <p>二 第二十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第二十六条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(新設)</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>第四十三条～第六十三条【略】</p> <p>(地域との連携等)</p> <p><u>第六十四条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有</u></p>

改正後	改正前
<p>「第四章第四節」と、第三十四条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第四十一条第一項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第五十八条、第六十一条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」</u></p> <p>_____と読み替えるものとする。</p> <p>第八十九条～第九十三条【略】</p> <p>附則【略】</p>	<p>「第四章第四節」と、第三十四条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____第五十八条、第六十一条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第六十四条第一項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>第八十九条～第九十三条【略】</p> <p>附則【略】</p>

改正後	改正前
<p>第六十五条【略】 （記録の整備）</p> <p>第六十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	<p><u>する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第六十五条【略】 （記録の整備）</p> <p>第六十六条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 指定介護予防サービス等の利用に係る計画</p> <p>二 介護予防小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>三 次条において準用する第二十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第五十五条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 次条において準用する第二十六条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 <u>次条において準用する第四十一条第二項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十七条 第十三条から第十七条まで、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十三条から第三十</p>	<p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 指定介護予防サービス等の利用に係る計画</p> <p>二 介護予防小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>三 次条において準用する第二十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第五十五条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 次条において準用する第二十六条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 <u>第六十四条第二項</u> __に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十七条 第十三条から第十七条まで、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十三条から第三十</p>

改正後	改正前
<p>三 第八十条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第四十一条第二項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、<u>第四十一条</u>、第五十八条、<u>第六十一条及び第六十三条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第八十二条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは</p>	<p>三 第八十条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十六条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する<u>第六十四条第二項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>3 前二項の規定によるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、地域密着型介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十八条 第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条_____、第五十八条、<u>第六十一条、第六十三条及び第六十四条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第八十二条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは</p>

9 青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年条例第十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第十二号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第五条）</p> <p>第三章 指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 基本方針（第六条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第七条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第八条—第四十四条）</p> <p>第四章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十五条・第四十六条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第四十七条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十八条—第五十六条）</p> <p>第五章 雑則（第五十七条）</p> <p>附則</p>	<p>○青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第十二号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第五条）</p> <p>第三章 指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 基本方針（第六条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第七条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第八条—第四十四条）</p> <p>第四章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十五条・第四十六条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第四十七条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十八条—第五十六条）</p> <p>第五章 雑則（第五十七条）</p> <p>附則</p>
<p>第一条～第十二条【略】</p> <p>（入退所）</p> <p>第十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に</p>	<p>第一条～第十二条【略】</p> <p>（入退所）</p> <p>第十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に</p>

改正後	改正前
<p>おいてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。</u>）の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。</p> <p>4～6 【略】</p> <p>第十四条～第五十七条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>おいてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等 _____ _____ _____の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。</p> <p>4～6 【略】</p> <p>第十四条～第五十七条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

10 青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例（平成二十五年条例第十三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 平成二十五年三月二十六日 条例第十三号 改正 平成二七年三月条例第二〇号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第四条）</p> <p>第三章 介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 基本方針（第五条）</p> <p>第二節 施設及び設備に関する基準（第六条・第七条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第八条—第四十三条）</p> <p>第四章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第二節 施設及び設備に関する基準（第四十六条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十七条—第五十五条）</p> <p>第五章 雑則（第五十六条）</p> <p>附則</p>	<p>○青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 平成二十五年三月二十六日 条例第十三号 改正 平成二七年三月条例第二〇号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第四条）</p> <p>第三章 介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 基本方針（第五条）</p> <p>第二節 施設及び設備に関する基準（第六条・第七条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第八条—第四十三条）</p> <p>第四章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第二節 施設及び設備に関する基準（第四十六条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十七条—第五十五条）</p> <p>第五章 雑則（第五十六条）</p> <p>附則</p>
<p>第一条～第十二条【略】</p> <p>第十三条 介護老人保健施設の開設者は、心</p>	<p>第一条～第十二条【略】</p> <p>第十三条 介護老人保健施設の開設者は、心</p>

改正後	改正前
<p>身の状況及び病状並びに置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（<u>法第八条二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。</u>）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4・5 【略】</p> <p>第十四条～第五十六条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>身の状況及び病状並びに置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。</p> <p>2 介護老人保健施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等_____の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4・5 【略】</p> <p>第十四条～第五十六条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

1 1 青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年条例第十四号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第十四号 改正 平成二六年九月条例第三七号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第四条）</p> <p>第三章 指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 基本方針（第五条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第六条・第七条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第八条—第四十一条）</p> <p>第四章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十六条—第五十四条）</p> <p>第五章 雑則（第五十五条）</p> <p>附則</p>	<p>○青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成二十五年三月二十六日 条例第十四号 改正 平成二六年九月条例第三七号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第四条）</p> <p>第三章 指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 基本方針（第五条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第六条・第七条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第八条—第四十一条）</p> <p>第四章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十六条—第五十四条）</p> <p>第五章 雑則（第五十五条）</p> <p>附則</p>
<p>第一条～第十二条【略】 (入退院)</p>	<p>第一条～第十二条【略】 (入退院)</p>

改正後	改正前
<p>第十三条 指定介護療養型医療施設の開設者は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院申込者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入院申込者を優先的に入院させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院申込者の入院に際しては、当該入院申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入院申込者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十四項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。</p> <p>4・5 【略】</p> <p>第十四条～第五十五条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>第十三条 指定介護療養型医療施設の開設者は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院申込者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超過している場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入院申込者を優先的に入院させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院申込者の入院に際しては、当該入院申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入院申込者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十三項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。</p> <p>4・5 【略】</p> <p>第十四条～第五十五条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

1 2 青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年条例第四十四号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十六年十二月二十四日 条例第四十四号 改正 平成二七年三月条例第二〇号</p> <p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条—第五条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第六条・第七条）</p> <p>第三章 運営に関する基準（第八条—第三十三条）</p> <p>第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十四条）</p> <p>第五章 雑則（第三十五条）</p> <p>附則</p>	<p>○青森市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成二十六年十二月二十四日 条例第四十四号 改正 平成二七年三月条例第二〇号</p> <p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条—第五条）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第六条・第七条）</p> <p>第三章 運営に関する基準（第八条—第三十三条）</p> <p>第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十四条）</p> <p>第五章 雑則（第三十五条）</p> <p>附則</p>
<p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>第一条～第三条【略】</p> <p>第四条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければなら</p>	<p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>第一条～第三条【略】</p> <p>第四条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければなら</p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>3 指定居宅介護支援を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十四項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業を行う者若しくは地域密着型サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。</p> <p>4 【略】</p> <p>第五条～第三十五条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>ない。</p> <p>3 指定居宅介護支援を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十三項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業を行う者若しくは地域密着型サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。</p> <p>4 【略】</p> <p>第五条～第三十五条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

1 3 青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十七年条例第二十号）新旧対照表

改正後			改正前		
○青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 平成二十七年三月二十四日 条例第二十号			○青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 平成二十七年三月二十四日 条例第二十号		
附則			附則		
第一条～第三条【略】			第一条～第三条【略】		
第四条【略】			第四条【略】		
2～4【略】			2～4【略】		
5			5		
第九十九 条第一項 第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。） <u>又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の三第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）</u> （以下「指定通所介護	法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者	第九十九 条第一項 第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者

改正後			改正前		
	<u>事業者等」とい</u> <u>う。)</u>				
	指定通所介護 (同条例第百条 に規定する <u>指定</u> <u>通所介護をい</u> <u>う。)</u> 又は指定 <u>地域密着型通所</u> <u>介護事業者(指</u> <u>定地域密着型サ</u> <u>ービス基準条例</u> <u>第六十一条の二</u> <u>に規定する指定</u> <u>地域密着型通所</u> <u>介護事業者をい</u> <u>う。)</u> (以下 「 <u>指定通所介護</u> <u>等」という。)</u> の事業	当該第一号通所 事業		指定通所介護 (同条例第百条 に規定する <u>指定</u> <u>通所介護をい</u> <u>う。以下同</u> <u>じ。)</u> の事業	当該第一号通所 事業
	指定介護予防通 所介護又は <u>指定</u> <u>通所介護等</u>	指定介護予防通 所介護又は当該 第一号通所事業		指定介護予防通 所介護又は <u>指定</u> <u>通所介護</u>	指定介護予防通 所介護又は当該 第一号通所事業
第九十九 条第七項	<u>指定通所介護事</u> <u>業者等</u>	第一項第三号に 規定する第一号 通所事業に係る 指定事業者	第九十九 条第七項	<u>指定通所介護事</u> <u>業者</u>	第一項第三号に 規定する第一号 通所事業に係る 指定事業者
	<u>指定通所介護等</u> <u>の事業</u>	当該第一号通所 事業		<u>指定通所介護の</u> <u>事業</u>	当該第一号通所 事業
				指定居宅サービ	市長の定める当

改正後			改正前		
	指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項から第五項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の三第一項から第六項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の		ス等基準条例第百一条第一項から第六項までに規定する	該第一号通所事業の
第百一条第四項	<u>指定通所介護事業者等</u>	第九十九条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	第百一条第四項	<u>指定通所介護事業者</u>	第九十九条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
	<u>指定通所介護等の事業</u>	当該第一号通所事業		<u>指定通所介護の事業</u>	当該第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第百三条第一項から第三項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の五第一項から第三項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第百三条第一項から第三項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の
6			6		
第百十	基準該当通所介	法第百十五条の	第百十	基準該当通所介	法第百十五条の

改正後			改正前		
四条第一項第三号	護（指定居宅サービス等基準条例第百三十三条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）	四条第一項第三号	護（指定居宅サービス等基準条例第百三十三条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業		基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業
第一百零四条第六項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業	第一百零四条第六項	基準該当通所介護の事業	第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第百三十三条第一項から第四項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第百三十三条第一項から第五項までに規定する	市長の定める当該第一号通所事業の
第一百零六条第四項	基準該当通所介護の事業	第一百零四条第一項第三号に規定する第一号通所事業	第一百零六条第四項	基準該当通所介護の事業	第一百零四条第一項第三号に規定する第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第百三十五条第一項から第三項ま	市長の定める当該第一号通所事業の		指定居宅サービス等基準条例第百三十五条第一項から第三項ま	市長の定める当該第一号通所事業の

改正後			改正前		
	でに規定する			でに規定する	
7・8【略】 第五条【略】			7・8【略】 第五条【略】		